

公益財団法人 情報通信学会

委員会の設置及び運営に関する規則

(委員会設置運営規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第35条第5項の規定に基づき、理事会の下に設置される委員会の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 理事会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 研究企画委員会
- (2) 事業企画委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 関西センター委員会

2 前項各号に掲げる委員会のほか、理事会は、個々の決議に基づき、学会の事業の円滑な遂行を図るために必要な委員会を置くことができる。

(委員会の任務)

第3条 研究企画委員会は、次の事項に関する事務を行う。

- (1) 会員の研究活動の促進
- (2) 研究会等の設置及び研究会への活動支援
- (3) 調査研究会、委託研究等の企画
- (4) 学会大会における個人研究発表及び研究会等の企画
- (5) その他理事会が特に付託した事項

2 事業企画委員会は、次の事項に関する事務を行う。

- (1) 学会大会の企画（個人研究発表及び研究会等の企画を除く。）
- (2) コミュニケーション・フォーラムの企画
- (3) 講演会、研修会等の企画
- (4) その他理事会が特に付託した事項

3 編集委員会は、次の事項に関する事務を行う。

- (1) 機関誌その他刊行物の編集に関する事項
- (2) 研究論文、資料等の査読に関する事項
- (3) その他理事会が特に付託した事項

4 関西センター委員会は、次の事項に関する事務を行う。

- (1) 関西地区における会員の活動支援
- (2) 関西地区における研究会、研修会、講演会等の開催
- (3) 関西地区における他学会との連絡及び協力
- (4) その他理事会が特に付託した事項

5 前条第2項の規定により設置される委員会の所掌事務は、当該委員会の設置に係る理事会決議において定める。

(委員)

第4条 各委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 各委員会に委員長及び副委員長を置く。ただし、委員会の所掌事務に照らして理事会が認めたときは、副委員長を置かないことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮った上で委員以外の者に参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録して、委員長及び副委員長が署名若しくは記名押印又は電子署名するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

(運営細則等)

第8条 各委員会は、その所掌事務に関する必要な事項について、理事会の承認を受けて別に定める。

(委任)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年6月4日第18回理事会決議）

この規則は、平成25年6月4日から施行する。